

学校法人千葉明德学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は学校法人千葉明德学園と称する。

(事務所の所在場所)

第2条 この法人は事務所を千葉県千葉市中央区南生実町1 4 1 2番地千葉明德高等学校内に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、より良き社会の形成者となり得る人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 明德やちまたこども園
- (2) 認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園
- (3) 千葉明德中学校
- (4) 千葉明德高等学校全日制課程普通科
- (5) 千葉明德短期大学保育創造学科

(保育所の設置)

第5条 この法人は次に掲げる保育所を設置する。

- (1) 明德本八幡駅保育園
- (2) 明德浜野駅保育園

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上9人以内
- (2) 監事2人以上3人以内

2 前項の理事又は監事には、それぞれその選任の際現にこの法人の役員又は職員（この法人が設置する私立学校の校長・学長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるよ

うにしなければならない。

- 3 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(理事長)

- 第7条 理事のうち1人を理事長とするものとし、理事会における理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 3 理事会における理事総数の過半数の議決により、理事のうち1名を副理事長に選任することができる。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権に関する制限)

第8条 理事長たる理事以外の理事はすべて学校法人の業務についてはこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第9条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長の予め指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第10条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 千葉明德短期大学の学長及び千葉明德高等学校の校長
- (2) 評議員のうちから評議員の互選で選任された者 2人以上3人以内
- (3) 評議員会の意見を聞いて、前各号の規定により選任された理事の過半数の決議をもって選任された者 3人以上4人以内

(監事の選任及び職務)

第11条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。また、選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

- 2 監事は、次の各号に定める職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 3 前項第6号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第12条 役員（第10条第1号の理事を除く。以下本条において同じ。）の任期は、3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員はその任期満了後も後任者が選任されるまではなおその職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員解任及び退任)

- 第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の理事が出席した理事会における理事総数の3分の2以上の理事による議決により解任することができる。但し、第10条第2号の理事の解任にあたっては、本条による理事会の議決に加えて、評議員会の議決を要するものとする。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 前項の理事会による解任の議決に際しては、解任議案の対象となっている理事は理事総数に含めない。
- 3 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任

- (3) 死亡
- (4) 第10条第1号の理事が千葉明德短期大学の学長又は千葉明德高等学校の校長でなくなったとき
- (5) 第10条第2号の理事が評議員でなくなったとき
- (6) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理 事 会)

第14条 この法人に理事全員をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は随時理事長が招集する。但し、理事長は理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に之を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。但し、緊急の場合等、已むを得ない事情がある場合には、理事長が相当と認める方法によって通知することができる。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 理事会の議長は理事長とする。
- 7 理事長が第3項但書による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 8 第11条第3項及び前項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第11項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の議決要件)

- 第15条 理事会の議事は、法令に特別の規定ある場合並びに第16条及び第45条に規定する場合を除く外、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する処による。
- 2 前項の場合には議長は理事として議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第16条 前条の規定にもかかわらず、次に掲げる事項に関する理事会の議事は、第1号乃至第4号の事項については出席した理事の3分の2以上をもって、また、第5号及び第6号の事項については理事総数の3分の2以上をもって決するものとする。

- (1) 予算、事業計画、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する場合を除く）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 残余財産の処分に関する事項
- (5) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げたる事由による解散
- (6) 合併

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及評議員並に顧問

(評議員会の組織)

第18条 この法人に次の各号に掲げる評議員をもって組織する評議員会を置く。

- (1) この法人の職員のうちから選任される者4人以上8人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者（旧千葉淑徳高等女学校の卒業者も含む）で年齢25才以上の者のうちから選任される者10人以上12人以内
- (3) 理事のうちから選任される者2人以上4人以内
- (4) 学識経験者6人以上10人以内
- (5) この法人の設置する学校等に在籍する学生、生徒及び園児の保護者のうちから選任される者6人以上8人以内

(議長)

第19条 評議員会の議長は会議の都度評議員の互選で定める。

(会議)

第20条 評議員会の会議は定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は毎年3月及び5月に理事長が招集する。
- 3 臨時会は私立学校法第41条第5項の規定により招集する外必要により理事長において随時これを招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。但し、緊急の場合等、已むを得ない事情がある場合

には、理事長が相当と認める方法によって通知することができる。

- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第10項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する処による。
- 9 前項の場合には議長は評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第17条第1項及び2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(議決事項)

第22条 次に掲げる事項は評議員会の議決を要する。

- (1) 予算及び事業計画、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 合併
- (5) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (6) 残余財産の処分に関する事項

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (2) 寄附金の募集に関する事項
- (3) 剰余金の処分に関する事項
- (4) 寄附行為の施行規則に関する事項
- (5) その他学校法人の業務に関する重要事項
- (6) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 第18条第1号第2号及び第5号に規定する評議員は理事会において選任する。

- 2 第18条第3号に規定する評議員は理事の互選で定める。
- 3 第18条第4号に規定する評議員は前2項の規定により選任された評議員の過半数の議決をもって選任する。
- 4 第18条第1号及び第5号に規定する評議員は職員又は保護者の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員はその任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の評議員の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 第25条第4項に定める事由
 - (4) 死亡

(顧問)

第28条 理事長は理事会の決議を経て諮問機関として顧問若干名を委嘱することができる。

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第31条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第32条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するかまたは郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下本条において「学校会計」という。）である。
- 3 学校会計は、経常部と臨時部とに分ける。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、第22条に基づき評議員会の議決を、また、第16条に基づき理事会の議決を得なければならない。これらについて重要な変更を加えようとするときも同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算において剰余金があるときはその一部または全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。
- 3 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録、貸借対照表等の作成、備置き及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第11条第2項第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所の記載部分を除く。）
を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属すべきものは解散の時に於ける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、出席した理事の3分の2以上による理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にもかかわらず、出席した理事の3分の2以上による理事会の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法及び補則

(書類及び帳簿の備付け)

第46条 この法人は、第37条第2項のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は官報に掲載して行う。

(施行規則)

第48条 この寄附行為施行についての細則は理事会において定める。

附 則

この法人当初の役員は次の通りとする。

理 事	吉 田 保 治
理 事	水 田 三 喜 男
理 事	加 納 金 助
理 事	今 井 文 雄
理 事	半 沢 て い
理 事	福 中 三 治
理 事	福 中 四 郎
理 事	久 保 三 郎
理 事	福 中 又 治

2 この寄附行為は昭和23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和45年4月1日より施行する。

[改正条項第4条4号付加、第5条2項削除、第10条1項、2項、3項変更]

附 則

この寄附行為は平成4年4月1日より施行する。

[改正条項：第2条変更]

附 則

この寄附行為は平成15年10月1日から施行する。

[改正条項：第4条の2新設]

附 則

この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。 [改正条項：第8条乃至第14条を1条宛繰り上げ、第7条を第14条とする条番号の変更（この条番号変更を含め、以下の改正条項は

この変更後の条項で表示する)。第3条、第4条、第5条第1項、第6条第1項、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項乃至第3項及び第6項、第13条第1項、第14条、第15条、第17条第2項、第18条、第24条第1項及び第2項、第28条第2項及び第3項、第29条第1項及び第3項、第30条第1項、第32条第1項の改正。第5条第2項乃至第4項、第6条第2項乃至第4項、第10条2項、第11条の2、第12条第4項、第5項及び第7項乃至第10項、第17条第4項乃至第10項、第19条の2、第21条の2、第28条第1項、第28条の2、第30条第2項、第32条第2項の新設。第3章の見出しの変更]

附 則

この寄附行為は平成19年2月23日から施行する。 [改正条項：第4条変更]

附 則

この寄附行為は平成22年4月1日から施行する。 [改正条項：第4条の2変更]

附 則

この寄附行為は平成23年4月1日から施行する。 [改正条項：第4条変更]

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年1月27日）から施行する。 [改正条項：第4条変更]

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣による学校法人千葉明德学園と学校法人北総学園の合併認可の日（平成27年1月27日）から施行する。 [改正条項：第33条変更]

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月17日）から施行する。 [改正条項：第15条変更]

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年2月1日）から施行する。 [改正条項：第3条、第4条変更]

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月29日）から施行する。 [改正条項：第17条変更]

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。[改正条項：第4条変更]

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。[改正条項：第4条の2を1条繰り下げ、第5条とし条番号の変更、第17条、21条、38条、39条、40条、41条、42条、44条、46条の新設に伴う条番号の変更。（この条番号変更を含め、以下の改正条項はこの変更後の条項番号で表示する。）第11条第1項及び第2項改定、第3項及び第4項新設、第12条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項、第14条第3項改定、第14条第8項新設、第14条第9項及び第11項、第15条第1項改定、第16条第1項、第20条第6項、第8項及び第10項改定、第22条1号及び2号、第23条改定、第23条6号新設、第25条第1項乃至第4項、第26条第1項、第27条第2項、第29条、第30条第1項乃至第4項、第31条、第33条、第35条第1項改定、第35条第2項新設、第37条第1項及び第2項改定、第37条第3項新設、第43条改定。第8章見出しの変更]